

**配置予定技術者の手持工事要件の緩和に係る Q & A**

管 理 課

**(1) 事後審査の確認方法について****Q. 手持工事を証明する書類とはどのような書類か？**

A. 原則、手持工事のコリンズとする。手持工事のコリンズが提出できない場合には、手持工事の最新の契約書の写しとする。

**(2) 手持工事の完成届が提出されない場合の取扱いについて****Q. 手持工事の工事完成届が契約日までに提出されない場合は？**

A. 契約日までに工事完成届が提出できない場合には、契約を行うことはできない。

**(3) 契約後に配置予定技術者が配置できなくなった場合の取扱いについて****Q. 工事着手日までの引き渡しとは、どの段階か？**

A. 引き渡しとは、工事完成検査が終了し、工事目的物引渡申出書が提出された状態を指す。

**Q. 前工事の引き渡し完全に完了するまでの期間は次の工事に着手することはできないのか？その場合の工期の設定は？**

A. 前工事の引き渡し完了するまでの期間は、次工事に着手することはできない。工期の設定については、原則契約日を工事の始期日とする。

**Q. 受注者の責によらない理由により工期が延長された場合は、監理技術者等の変更が可能か？**

A. 手持工事が受注者の責によらない理由（災害等）により工期が延長され、技術者の変更ができない場合には、当該工事の監理技術者等の変更を許可するが、配置予定技術者と同等以上の能力を有する技術者を配置できることとする。同等以上の能力を有する技術者を配置できない場合には、契約解除となる可能性がある。

**(4) ペナルティについて****Q. 手持工事の工事完成届が契約日までに提出されない場合は？**

A. ペナルティとして原則、入札参加資格停止となる。

**Q. 実際にペナルティの対象となる場合は、どのようなものが想定されるのか？**

A. 虚偽の書類を提出した場合や手持工事が完了する前に次工事に着手した場合、手持工事が工期延長となり次工事に着手できない場合が想定される。

**(5) その他全般的なことについて****Q. 契約時に確認する「工事完成届」とはどのようなものか？**

A. 工事完成の通知は、工事完成届（様式第8号）により行うこととされているが、契約時の審査に使用する工事完成届とは、手持工事の発注機関が確認し、受付印が押されたものをいう。

**Q. 議決案件の取扱は？**

A. 入札参加資格審査時に手持工事の契約工期が、個別の公告等で示す期日までに収まっていること。